

令和5年度
北広島市保健福祉計画検討委員会
第3回 高齢福祉部会

日時： 令和5年11月1日（水） 18時30分～20時00分

場所： 北広島市役所 3階 3D会議室

◇北広島市保健福祉計画検討委員会高齢福祉部会

出席者

三瓶委員（部会長）・對馬委員・伊藤委員・齊藤委員・櫻井委員・白崎委員・三木委員

欠席者

島谷委員

◇事務局

工藤高齢者支援課長・林福祉総合相談室参事・山田高齢者支援課主査・金田高齢者支援課主査
宮下高齢者支援課主査・野切福祉総合相談室主査・中西高齢者支援課主任

◇傍聴者 0名

《議事概要》

1 開会

2 部会長あいさつ

3 協議事項

(1) 人口、被保険者及び要支援・要介護認定者の推計について【資料1】

事務局：（説明）

部会長：事務局の説明について、質疑、意見等はないか。

委員：第2号被保険者について老化が原因の方と、老化以外の怪我等が原因の方について、それぞれの割合を教えてほしい。

事務局：第2号被保険者については、老化に起因する疾病に該当する方が対象になるものである。

委員：一般的な老化に起因する疾病以外で、認定を受けた人はいないということか。

事務局：第2号被保険者の認定者は、厚生労働省の方で、特定の16種類の疾病に該当する方と定めており、事故による怪我等では、介護保険の対象にはならず、認定者には含まれない。

委員：第2号被保険者は、40歳から64歳までの方が対象になるのか。

事務局：お見込みのとおりである。

(2) 各事業の目標値(推計値)について【資料2-①、2-②】

事務局：(説明)

部会長：事務局の説明について、質疑、意見等はないか。

委員：資料2-②〈2p〉「就労機会の確保」について、北広島市生涯現役地域づくり環境整備事業協議会を設立したとあるが、どのような団体になるか。

事務局：市と高齢者等の雇用を支援する企業等の協議会である。

委員：協議会の方がボールパークにアプローチして、就労の機会を得るような活動をするのはどうか。また、既にしているのか。

事務局：協議会自体が令和4年度から3か年で形成していくもので、活動内容のメインが高齢者の方の就業の仕組みづくりをすることであり、現在は検討段階である。ボールパークやその他の企業においても、手上げをするところがあれば、就労に結びつく可能性はあると考える。

部会長：北広島商工会も協議会の会員であり、そこで企業との繋がりがあるが、高齢者の方々が雇用を希望した場合に、企業側の方でニーズがあまり出てこない。介護サービスの領域での募集は高齢者の方でも働く機会があるが、他企業は、これからという段階である。

委員：資料2-①〈1p〉「特定健診」の目標設定について、第9期計画期間(R6~R8)からは年齢を下げて、40歳から74歳を対象と記載されているが、40歳の方となると、職場での検診・人間ドックがあり、その部分を含めるということがよくわからず、理由を教えてください。特定健診を受けると、費用がかかるはず。費用は市である程度負担するのか。

事務局：これまでも特定健診は40歳から74歳までを対象とするものであるが、目標値の設定と

しては、これまでは、介護保険サービスを利用される中心となる65歳以上を設定していたが、今回、若い方にも積極的に介護予防に目を向けてもらうような設定をした。また、特定健診の費用については、一部市が負担している。

委員：実際に計画が動き出したら、40歳を過ぎたばかりの人に特定健診の受診について案内を出すのか。費用対効果の面からも、40歳から対象とする意味はあるのか。

事務局：若い世代から受診をすることによって、将来的な費用対効果が得られるものと考えている。

委員：公務員等、検診を受けられる制度があると思うが、この場合の40歳以上の対象となる方とはどのような方が対象になるか。

事務局：国民健康保険の加入者である。

委員：資料2-②〈4p〉「合同就職説明会」について、第8期計画期間（R3～R5）の3年間については実績がない中で、継続して第9期計画期間（R6～R8）も実施していくとあるが、どのように実効性のあるものにしていくのか。

事務局：第8期計画期間中においては、コロナ禍により開催ができず、第8期計画期間より前の令和2年度については実施していた。説明会の実施方法については、今後検討していく。

委員：資料2-②〈2p〉「就労機会の確保」について、高齢者が健康づくりをして市のお世話にならないような生活を支えていこうという部分では、シルバー人材センターの活動は非常に本件に携わった取組をしている。現在500人程の会員がおり、年間2億4000万円程度の仕事をしていると思う。資料2-①〈5p〉を見ると事業の実績は多くあるが目標値がないため、目標値の設定があればわかりやすいと思う。シルバー活動センター事業について、多くの市の施設で高齢者の方が活動していると思うが、その数値は記載されておらず、元気で働いている方がどの程度いるのかが重要であると思うため、記載があればよいと思う。

委員：資料2-①〈9p〉「介護給付見込み量確保の方策」とあるが、第9期計画期間（R6～R8）中に介護施設を新たに2施設・上限100床増やすということではどうか。

事務局：新たに2施設・上限100床の公募を予定しているところである。

委員：2施設増やすとして、人材確保体制は整っているか。

事務局：施設整備の意向調査を市のHPで令和5年7月に実施したが、その中で手挙げをしている法人が複数あり、それを基に施設の整備を検討したところである。今後、公募をかける中で、

手挙げをすることは人材確保上、問題がないものと考えている。また、選考の段階で精査していくことも可能である。

委員：資料 2-①〈9p〉「施設サービス」について、第14期（R22）の欄があり、第9期の3か年の計画では、介護老人福祉施設や介護老人保健施設、介護医療院について、概ね同じような数字になっており、R22年を見ると、大きく増加しているが、これは第14期（R22）ぐらいになると、高齢者の増加に伴い、これだけ整備をしなければならないということなのか。

事務局：現段階の利用者ベースで、北広島市の要介護認定者数のピークが令和22年度になる想定で推計している。そのため令和22年度の数値は、今後の在宅サービスの整備状況や、他施設の利用等は考慮されていないものとなっている。

委員：資料 2-①〈10p〉「福祉人材確保対策就労支援金」とあるが、北広島市では介護系の学校へ通う学生への奨学金等を考えているのか。

事務局：介護事業所へ就職した方への助成を行っているが、学生に対しての補助は現時点では検討していない。

委員：介護の専門学校等、外部講師をしており、学生からの話を聴くと、大抵は社会福祉法人や市町村から金銭的な補助を得て通っている話を聞き、今回そのことについて確認をした次第である。

委員：資料 2-①〈14p〉「成年後見センターの運営」とあるが、後見人を付ける方について介護施設に入所している方が対象になるのか。また、後見人を付けている方は、実際に何人程度いるのか。

事務局：成年後見制度を受けている方は、施設入所や在宅生活の方を問わずいる。人数については改めてお伝えする。

委員：成年後見人というのは、裁判所の認可が必要であったか。

事務局：裁判所に申立て、選任される。

委員：どのような方が後見人になることができるのか。

事務局：弁護士や社会福祉士等の専門資格をお持ちの方、身内の方が後見人になることもあり、医療や介護サービスの契約や金銭管理等、本人が必要とする支援の内容によって適任とされ

た者が、家庭裁判所で審判される。また、一般市民の方が後見人の業務を担うことについて、養成講座を開催しているが、講座を受講するだけでは、市民後見人として活躍をする段階に至るものではないため、養成された方々が今後どのように活動していくべきか検討していきたい。

委員：資料 2-①〈10p〉介護人材が本当に不足しており、介護福祉士の養成講座が少なくなっている。少ない人材のところを全道・全国からの引き合いが非常に強く、数年前までは介護福祉士の方の実習の受入れを様々なところで実施していたが、学生そのものが少なく、実習の受入れができない状態である。市町村によっては就学支援金のようなものを交付しているところもあり、北広島市についても金銭的な支援等があればいいと思う。

また、少子化で若い人材を雇用していかなければならない中で、外国人材を一定数雇用しなければならぬ現実があると思う。国のほうでも、技能実習制度が変わる等、話題になっているが、外国人材なしでは回らない時代になってきているので、第9期の計画の中には含めることができなかったが、第10期の計画に向けて、具体的な動きがないと難しいと思う。今はヘルパーとして外国人の方を雇用することができないとしているが、そのことも含め、今後変化があると思う。福祉人材確保対策就労支援金の枠組みは、日本の方が転職をする場合には役に立つものと思うが、新たに来る外国の方には当てはまらないものなので、今後対策をする必要があると思う。

部会長：人がいない中で事業だけ立てても成り立たない。現場で働く者からすると、人材の奪い合いのような状態であり、結局共倒れになってしまう。市民を守る観点から、北広島市として国に訴えていくことや、市全体としても人材確保に向けての取組みを考えていかなければ市民を守ることができないと思う。また、このような取組みを検討していかなければならない旨を、文言にして記載しなければならないと思う。

部会長：市としてケアラーの世帯数を把握しているか。

事務局：全世帯数として数値を把握していない。ヤングケアラーに関しては、小中学生へのアンケート調査を実施しており、アンケート結果を基にヤングケアラーの可能性のある方については、教育委員会で個別の支援を行っている。国や北海道が中学2年生等を対象に実施した調査の結果について、当市の人口で換算すると中学2年生では20～30人程度となる。

部会長：高齢者支援センターで相談事業の項目の中に介護相談等とあると思うが、ケアラーからの相談の項目をつくっておくと、ある程度人数的なところが把握できると思う。

(3) 介護保険料の推計について【資料3】

委員：今日の新聞に介護保険料のことについて掲載されていたが、12月頃に国から示されるものを基に検討しなければならないということか。

事務局：介護保険料に係る制度改正の内容については、国において年末迄には定まる予定と促っている。

委員：第9期の保険料収納必要額（月額）は5,718円になるとして、6億円の基金を取り崩して5,200円で維持していくという説明になるのか。

事務局：現段階での算定においては、その通りである。

委員：基金は来年以降も潤沢にあるものなのか。

事務局：計算上、保険料収納必要額（月額）5,718円に対して、現在基金は約6億円あるが、3か年（R6～R8）で3億5千万円程度取り崩し、保険料5,200円を維持していく推計を立てている。

部会長：全体を通して、質疑、意見等はないか。

部会長：人材確保については、本当に各事業所が抱えている問題であり、この検討部会の根幹にかかわる部分でもあり、検討していかなければならない。行政と事業者の問題だけではなく、住民一人一人が自覚していかないと難しい問題であり、皆に理解してもらうことが必要である。

委員：居宅のケアマネジメント料も今までは利用者負担がなく、次期制度改正では変更なしと決まったが、今後、利用者が自己負担しなければならなくなったときに、費用の負担面から介護の質について、より求められてくるのではないかという懸念もあるので、住民の方が自分の介護を受ける姿等を想像できるような仕組みや取組みが必要と考える。また、認知症についても大きく取り上げているところなので、住民の方が理解を深めるために、今の取組だけで足りるものか心配である。医療と介護の連携面について、江別市では認知症の認定看護師が住民向けに研修をする等、映画の上映以外に認知症の人について理解できるようなアイデアを広げていくとよいと思う。

委員：第9期の数値目標について、市の方で苦労して数字を出しているものと思う。高齢者が増えていく中でそれを支える若者が減る、北広島市の人口もボールパークができて増えるも

のと思ったが減っており、今後も減っていく可能性がある。支える側が減り、支援を受ける側が増えていくことは、数字的にはっきりしており、財政的にも大変なところである。そういった意味で、健康づくりや予防に力を入れるという数値目標になっていると思う。他の数値については、やむを得ず減らしているものもあるが、現状維持や少し増加程度で凌いでいこうと計画されており、重点目標を理解して作成されていると思う。

4 その他

次回の部会開催について説明。

5 閉 会